

平成 11 年総務庁告示第 88 号（租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件）の一部を改正する件（告示）の概要

1 告示の趣旨

本告示は、租税特別措置法等の関係規定により、人口集中地区に所在する譲渡資産又は買換資産について設けられている課税の特例（税制上の優遇措置）を受けるためには、当該資産が人口集中地区に所在する旨を総務大臣が証する書類が必要であるとされていることから、そのための申請手続を定めているものである。

なお、このように総務大臣の証明書を要することとされているのは、人口集中地区の区域が総務省の所管する最近の国勢調査の結果によるものとされているためである。

2 改正理由・内容

平成 11 年総務庁告示第 88 号第 1 項の申請手続を所管する室が令和 6 年 4 月 1 日付けの組織改編により変更となるため、以下のとおり改正するものである。

組織改編後	組織改編前
統計情報利用推進課情報利用企画室	統計調査部調査企画課地理情報室

3 意見公募について

本件は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の規定に該当するため、同条第 1 項の意見公募は不要であり、同法第 43 条第 5 項に基づき公布日と同日に結果公示のみを行うこととする。

4 公布日・施行期日

令和 6 年 4 月 1 日公布・施行